防火管理制度の概要

参考1-4



1 消火、通報及び避難の訓練の実施

2 消防用設備等の点検及び報告

3 火気の使用又は取扱いに関する監督

4 避難又は防火管理上必要な構造及び 設備の維持管理

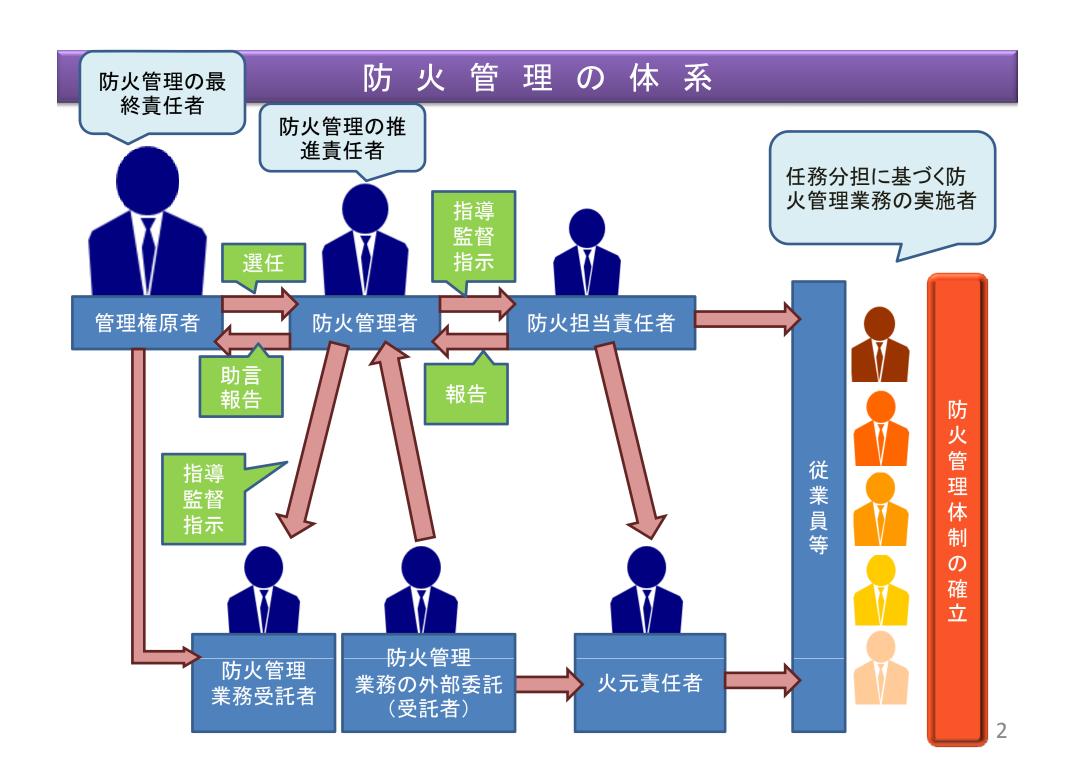
5 収容人員の管理

6 その他防火管理上必要な業務

び害予防管理 予防管理体制の 確立(任務分担) 以害活動管理 自衛消防組織の 編成

火気管理 維持管理 収容人員の管理 従業員の教育

平常時の訓練 災害時の自衛消防活動



防火管理者を定めなければならない防火対象物等

◎特定防火対象物

【消防法施行令別表第1(6)項口、(6)項ロの用途が存する(16)項イ及び(16の2)項】

建物全体の収容人員が10人以上

主として要介護状態にある者又は重度の 障害者等が入所する施設、救護施設、乳 児院、認知症高齢者グループホーム etc.

【消防法施行令別表第1(1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項イ・ハ・二、(9)項イ、(6)項ロの用途が存しない(16)項イ及び(16の2)項】

建物全体の収容人員が30人以上

デパート・百貨店 店舗ビル キャバレー レストラン ゲームセンター 旅館 etc.

◎非特定防火対象物

【消防法施行令別表第1(5)項口、(7)項(8)項、(9)項口、(10)項~(15)項、(16)項口、(17)項】

建物全体の収容人員が50人以上

マンション寺院事務所ビル駅舎学校工場etc.

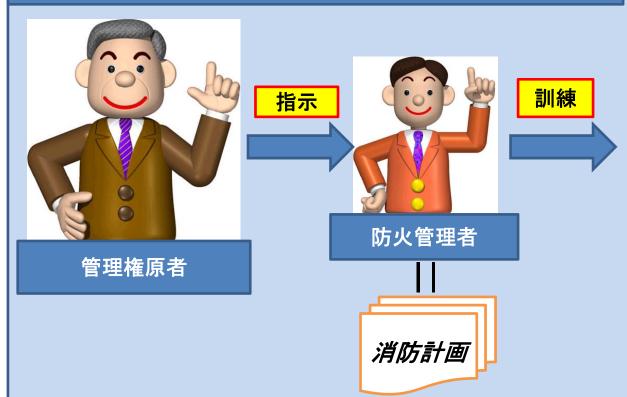
【その他の防火対象物】

建物全体の収容人員が50人以上

- ●新築工事中の建築物(電気工事中)
 - ・地階を除く階数が11以上
 - ・延べ面積10,000㎡以上
 - -延べ面積50,000㎡以上
 - ・地階の床面積の合計5,000㎡以上
- ●建造中の旅客船(進水後でぎ装中)
 - •甲板数11以上

防火管理者の責務

防火管理者は、自分の建物の管理について管理権原者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。





消防用設備等の 点検・整備 火災予防上の自主検査及び火気の 使用又は取扱に関する監督 定期的な消火、通報及び避難の訓練の実施

防火管理に係る消防計画の作成

~消防計画に定める事項~

自衛消防組織の編成

防火管理上必要な教育

消防用設備等・特殊消防用設 備等の点検及び整備

火災等の災害に対する自衛 消防活動

防火上の構造の維持管理

改築など工事中の火気の使 用等監督 放火防止の対策

火災予防上の自主検査

避難施設の維持管理等

収容人員の適正化

訓練の実施

消防機関との連絡

地震対策

防火管理業務の一部委託とその責任



選任•指示

報告 助言



管理権原者 (防火管理の最終責任者) 防火管理者 (防火管理の推進責任者)

防火管理業務一部委託

指導監督指示



防火管理業務受託者

指導監督指示

(消防法施行令第3 条第2項)

警備会社 ビルメンテナンス業者 ビル管理会社等

共同防火管理制度

●高層建築物(高さ31mを超える建築物)、地下街などで管理について権原が分かれているもののうち、消防長又は消防署長が指定するものについて管理権原をもつ者は、これらの防火対象物について、共同して一体的な防火管理を行うために必要な業務に関する事項を協議して、定めておかなければならない。

